

事 務 連 絡

平成 27 年 11 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業におけるインターフェロンフリー不成功後の
インターフェロンフリー治療に対する助成の開始について

標記事業につきましては、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成27年9月10日健肝発0910第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知「「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」の一部改正について」でのインターフェロンフリー治療（ダクラタスビル及びアスナプレビル併用療法、ソホスブビル及びリバビリン併用療法並びにレジパスビル／ソホスブビル配合錠による治療）不成功後のインターフェロンフリー治療に対する助成の開始について、平成27年12月1日以降に治療開始したものについて適用することとしたので連絡します。なお、平成28年3月31日までに申請のあったものについては、平成27年12月1日まで遡及して取り扱って差し支えないものとします。当該遡及に当たっては、肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い別添1の認定基準2.（3）中の「行う予定、又は実施中」は、「行う予定、又は実施中・実施済み」に読み替えるものとします。

なお、本日付けで薬事承認、保険適用となった、ヴィキラックス配合錠（一般名：オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル配合剤）によるインターフェロンフリー不成功後のインターフェロンフリー治療に対する助成の場合も、上記と同様に対応願います。